

2025(令和7)年度一般財団法人東海冠婚葬祭産業振興センター

冠婚葬祭産業等(関連の伝統的工芸品を含む)に関する調査及び研究に対する助成公募

助成の主旨

冠婚葬祭の儀式は、古来から人々の社会生活の中で育まれ、歴史と伝統に根ざした我が国固有の伝統文化として、地域の特色を織り混ぜながら、永い歳月をかけて受け継がれています。

しかしながら、近年のライフスタイルの変化、核家族化、小子化等の現象に伴い、冠婚葬祭儀式の内容・形式も多様化し、人々の関心も薄らぎつつあります。

そこで、当財団では冠婚葬祭産業等の振興に関する調査及び研究を行っている事業者・事業者団体・大学・研究機関等を支援し、冠婚葬祭産業等（冠婚葬祭関連の伝統的工芸品を含む）の健全な振興と伝統文化の継承、そして豊かで潤いのある地域社会の実現に寄与して参ります。

応 募 要 領

1. 助成の対象

1. 助成の対象

- ①冠婚葬祭儀式の歴史的意義、価値
- ②新たな時代にふさわしい儀式の在り方
- ③冠婚葬祭関連の伝統的工芸品の工芸技術・技法の保存及び伝承
- ④冠婚葬祭関連の伝統的工芸品の新分野開拓などの東海地域の冠婚葬祭産業等（冠婚葬祭関連の伝統的工芸品を含む）の振興に関わる調査及び研究
- ⑤その他東海地域の冠婚葬祭産業等の振興に関わる調査及び研究
- ⑥2026(令和8)年3月1日までに開始予定（既に開始済を含む）で、2028(令和10)年1月末日までに完了予定の調査及び研究

2. 助成対象外

- ①営利目的の研究
- ②既に終了した研究の成果を発表するための事業
- ③会議の開催自体を目的とする事業
- ④特定の政治団体・宗教団体のための研究
- ⑤当財団以外の助成対象となっている（予定も含め）調査研究

3. 申請者の資格

東海地域の冠婚葬祭産業等の振興に関する調査及び研究を行っている
事業者・事業者団体・大学・研究機関・研究者

2. 助成金等

1. 助成金の額

助成金は、申請総費用の80%未満かつ1件50万円を限度とします。

2. 助成金の使途

助成金は、調査研究に必要な人件費、旅費交通費、資料費（書籍購入費を含）、印刷製本費等に使用することができます。なお、備品費は、助成申請金額の10%以内とします。また、パソコン、カメラ、録音用機器等の購入については助成対象外です。

3. 助成金の交付

採用決定後より2026(令和8)年3月末日までに行います。

4. 被助成者の義務

- ①交付決定通知を受けた者は、助成金支出計画に沿って助成金を支出しなければなりません。
- ②助成期間終了後は完了報告書を作成し、提出する義務があります。
- ③調査研究の成果については、その要約版の印刷配布、講演会での発表等を求めることがあります。

3. 選考の基準

1. 方 法

- ①申請受付期間終了後、個々の申請について、選考基準に基づき書類審査を行い評価をします。
- ②審査は、各項目ごとに評価を行うものではなく、各基準を通じて高い評価が得られるかどうかを総合審査し、「採・否」を決定します。

2. 選考基準

助成の対象に該当するもののうち、次の項目に沿って審査します。

- ①調査研究の目的・理念が明確であること
- ②調査研究の実施計画が具体的であること
- ③調査研究を推進する上での洞察力・実践力があること
- ④調査研究を遂行すること自体あるいはそれによって成果が期待し得ること

4. 応募の手続

1. 応募方法

- ①申請を希望される者は、当財団事務局(下記)あてHPの助成申請メールフォーム、**FAX**又は**郵便(ハガキ可)**にて 申請書類の送付を申込みください。
住所・氏名・所属・電話番号を明記してください。
申請書類は、申込があり次第送付します。
- ②申請書類に必要事項を記入の上、当財団まで書留にて郵送してください。

2. 応募期間

申請の受付期間は**2025(令和7)年7月1日(火)～2025(令和7)年9月30日(火)**

[財団必着]

3. 採否通知

- ①「採」「否」の結果は、文書で通知します。
- ②「採」「否」の理由については、一切お答えできません。

4. 注意事項

- ①上記1.～2.の手続きによるもの以外は、受付けません。
- ②記載事項に不正な点が見られた場合には、審査しないことがあります。

〒451-0042

名古屋市西区那古野2-7-20

一般財団法人東海冠婚葬祭産業振興センター

電 話 052(571)5021

FAX 052(571)5037

<http://www.tcoic.or.jp>